

令和3年長審第21号

裁 決

モーターボートA乗揚事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官川西篤史出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和3年9月7日09時00分

長崎県^{あおかた}青方港

2 船舶の要目

船 種 船 名 モーターボートA

総 ト ン 数 4.99トン

登 録 長 10.45メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

出 力 280キロワット

3 事実の経過

Aは、昭和55年5月に進水し、令和3年6月に所有権が現船舶所有者に移転し、操舵室を船体ほぼ中央に配置し、同室前部やや左舷側に舵輪を、右舷側壁付近に機関操縦レバーをそれぞれ配したFRP製モーターボートで、操舵室に設置していたレーダー、魚群探知機及びGPSプロッターがいずれも故障し、測位及び測深に使用する航海計器がない状態で、a受審人が1人で乗り組み、釣りの目的で、船首0.4メートル船尾1.3メートルの喫水をもって、令和3年9月7日07時00分青方港南部の船だまりを発し、同港西部に所在する折島^{おれ}西方沖合の釣り場に向かった。

a受審人は、周囲の顕著な山や陸岸などの相対方位及び距離を目測して船位を確認しながら航行し、07時15分前示釣り場に至り、漂泊して釣りを開始し、しばらく釣りを行った後、青方港南西端付近の釣り場に移動することとし、08時55分折島西方沖合の釣り場を発進し、同島と折島西方の唐船島^{とうせん}との間の水路に向けて南下を開始した。

ところで、唐船島南方約250メートル沖合には、複数の水上岩及び干出岩からなる平瀬^{ひら}が存在し、平瀬南端に南北方向約80メートル東西方向約140メートルの大きさの水上岩（以下「平瀬水上岩」という。）があり、海図W1253によれば、2メートル等深線が、平瀬水上岩南東端から東方に約90メートル、そこから南方に約30メートル、更にそこから平瀬水上岩の南岸に沿って西方に延び、その後平瀬水上岩南西端まで達しており（以下、平瀬水上岩南岸及び2メートル等深線に囲まれた海域を「平瀬浅所」という。）、前示青方港南西端付近の釣り場が平瀬水上岩南西方約230メートル沖合に位置していた。

また、a受審人は、Aを所有するにあたり、知人の漁業関係者と共

に平瀬及び同瀬周辺の状況を現地で調査したことがあり、平瀬浅所の所在を認識していたので、平素、平瀬水上岩東方沖合を通航するときには、平瀬水上岩から90メートル以遠を航行して平瀬浅所を避けていた。

a 受審人は、折島と唐船島との間の水路北口に達し、ほぼ高潮時に当たっていたことから、平瀬浅所が無難に航行できるほどの水深となっていると判断する根拠はなかったが、潮位が高いので、平瀬水上岩に平素よりも接近して平瀬浅所を航行することにより航程を短縮しようと考え、08時57分僅か過ぎ青方港国家石油備蓄基地シーバース灯（以下「青方シーバース灯」という。）から255度（真方位、以下同じ。）760メートルの地点で、針路を平瀬浅所に向かう189度に定め、8.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵により進行した。

定針したとき、a 受審人は、平瀬浅所に向首進行する針路とすると、無難に航行できるほどの水深となっていない平瀬浅所が船首方730メートルとなり、その後平瀬浅所に乗り揚げるおそれがあったが、平素よりも潮位が高いので、平瀬水上岩から10メートル離れていれば、平瀬浅所を無難に航行できるものと思い、平素と同様に平瀬水上岩から90メートル以遠を航行して平瀬浅所を避ける針路とするなど、針路の選定を適切に行わなかった。

こうして、a 受審人は、平瀬浅所に向首して続航し、09時00分青方シーバース灯から223度1, 250メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、平瀬浅所に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風はなく、潮候はほぼ高潮時に当たり、潮高は約2.8メートルで、視界は良好であった。

乗揚の結果、船体中央部船底外板に破口等を生じて浸水し、来援し

た漁船によってえい航されていたときに沈没し、のち引き揚げられたものの、廃船処理された。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、青方港において、ほぼ高潮時、折島西方沖合の釣り場から平瀬東方沖合を經由して同瀬南西方沖合の釣り場に移動する際、針路の選定が不適切で、平瀬浅所に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、青方港において、ほぼ高潮時、折島西方沖合の釣り場から平瀬東方沖合を經由して同瀬南西方沖合の釣り場に移動する場合、平瀬浅所の所在を認識しており、測深に使用する航海計器がない状態で、平瀬浅所が無難に航行できるほどの水深となっていると判断する根拠がなく、平瀬浅所に向首進行すると乗り揚げるおそれがあったから、平瀬浅所に乗り揚げることをないよう、平素と同様に平瀬水上岩から90メートル以遠を航行して平瀬浅所を避ける針路とするなど、針路の選定を適切に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、平素よりも潮位が高いので、平瀬水上岩から10メートル離れていれば、平瀬浅所を無難に航行できるものと思い、針路の選定を適切に行わなかった職務上の過失により、平瀬浅所に向首進行して乗揚を招き、船体に損傷を生じさせ、廃船させるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和5年6月21日

長崎地方海難審判所

審判官 八 田 一 郎